（趣旨の普及）

第三条　効率的手法導入推進基本調査を行う者は、あらかじめ効率的手法導入推進基本調査の意義及び作業の内容を一般に周知し、地域住民その他の者の協力を得るように努めるものとする。

（効率的手法導入推進基本調査の作業）

第四条　効率的手法導入推進基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　効率的手法導入推進基本測量

（削る）

（削る）

三　効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成

（計量単位）

第五条　効率的手法導入推進基本測量における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（管理及び検査）

第六条　効率的手法導入推進基本調査を行う者又は効率的手法導入推進基本調査の成果について認証を行う者は、効率的手法導入推進基本調査が令別表第三に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、効率的手法導入推進基本調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し、及び検査を行うものとする。

（記録等の保管）

第七条　効率的手法導入推進基本調査を行う者は、効率的手法導入推進基本調査に関する資料及び測量記録その他の記録を保管しなければならない。

（省令に定めのない方法）

第八条　効率的手法導入推進基本調査を行う者は、地形の状況等によりこの省令に定める方法によりがたい場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この省令に定めのない方法により効率的手法導入推進基本調査を実施することができる。

第二章　計画

第九条　削除

第十条　削除

（趣旨の普及）

第三条　都市部官民境界基本調査を行う者は、あらかじめ都市部官民境界基本調査の意義及び作業の内容を一般に周知し、その実施について地域住民その他の者の協力を得るように努めるものとする。

（都市部官民境界基本調査の作業）

第四条　都市部官民境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量及び都市部官民境界基本細部測量

三　街区点測量

四　復元測量

五　都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成

（計量単位）

第五条　前条第二号から第四号までに規定する測量（以下「都市部官民境界基本測量」という。）における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（管理及び検査）

第六条　都市部官民境界基本調査を行う者又は都市部官民境界基本調査の成果について認証を行う者は、都市部官民境界基本調査が令別表第三に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、都市部官民境界基本調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し、及び検査を行うものとする。

（記録等の保管）

第七条　都市部官民境界基本調査を行う者は、都市部官民境界基本調査に関する資料及び測量記録その他の記録を保管しなければならない。

（省令に定めのない方法）

第八条　都市部官民境界基本調査を行う者は、地形の状況等によりこの省令に定める方法によりがたい場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この省令に定めのない方法により都市部官民境界基本調査を実施することができる。

第二章　計画

（都市部官民境界基本調査の実施に関する計画）

第九条　都市部官民境界基本調査を行う者は、当該都市部官民境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項について都市部官民境界基本調査の実施に関する計画を作成するものとする。

一　調査地域及び調査面積

二　調査期間

三　都市部官民境界基本調査図の縮尺

四　作業計画

（都市部官民境界基本調査図の縮尺）

第十条　都市部官民境界基本調査図の縮尺は、五百分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一）とする。